

補助金等の名称	佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金		補助金一覧 No.50	
担当課	健康増進課	国県補助の状況	国付・県付・国直接・県直接・ 国県補助なし	
交付先	佐倉市食生活改善推進協議会			
支出根拠規定	佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金交付要綱			
補助の目的	食生活に起因する疾病の予防、身体の増強等により市民が健康で明るい生活を営むことができるよう、ボランティア的活動を通して実践普及を図ることを目的とした佐倉市食生活改善推進協議会の活動の充実のため			
補助対象事業の 具体的内容	<p>「健康さくら21」や「食育推進計画」の趣旨を踏まえ地域の食に関する課題に基づき健康づくりや食育推進の活動を「自主的な活動」と「行政への支援活動」の両面から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防の食生活の普及(高血圧予防料理教室・男性料理教室など) ・地域における食育の推進活動(親子料理教室・食文化の継承事業・母子の集い等での食育) ・正しい食生活の普及(野菜たっぷり料理教室・常備菜料理教室など) ・出前健康講座や学校等の食育推進活動 			
対象経費及び補助率	千葉県食生活改善推進協議会負担金相当額 団体分20,000円・個人分(推進員数×250円)としている			
予算額[千円]	平成24年度 47 平成25年度 47 平成26年度 48	決算額[千円]	平成25年度 45	
MEMO				
今後の方向性				

補助金等の名称	佐倉市林業振興事業補助金		補助金一覧 No.70
担当課	農政課	国県補助の状況	国付・ 県付 ・国直接・県直接・国県補助なし
交付先	森林整備組合		
支出根拠規定	千葉県造林補助事業実施要綱、県単森林整備事業実施要領		
補助の目的	森林の管理作業を行い、広域的な森林機能を確保しつつ森林の環境保全を図る。		
補助対象事業の 具体的内容	森林の育成、森林資源の保全を図るためにも、森林所有者等が行う森林作業に対して支援していく必要がある。		
対象経費及び補助率	事業費の10分の4以内		
予算額[千円]	平成24年度 262 平成25年度 0 平成26年度 0	決算額[千円]	平成25年度 0
MEMO			
今後の方向性			

補助金等の名称	佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金		補助金一覧 No.71	
担当課	農政課	国県補助の状況	国付・県付・国直接・県直接・ <u>国県補助</u> なし	
交付先	印旛沼漁業協同組合			
支出根拠規定	佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金交付要綱			
補助の目的	印旛沼の自然環境の保全、漁業の振興及びレクリエーションの場の提供をめざし、水産資源の確保を図る。			
補助対象事業の 具体的内容	フナ、ウナギ、ワカサギ等の稚魚・卵放流事業。			
対象経費及び補助率	種苗購入費用の1/2以内。			
予算額[千円]	平成24年度 350 平成25年度 350 平成26年度 350	決算額[千円]	平成25年度 0	
MEMO				
今後の方向性				

補助金等の名称	佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金		補助金一覧 No.54	
担当課	廃棄物対策課	国県補助の状況	国付・県付・国直接・県直接・ <u>国県補助</u> なし	
交付先	個人			
支出根拠規定	佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金要綱			
補助の目的	生ごみ堆肥化容器(コンポスト、発酵菌式生ごみ減容器)または生ごみ処理機(電気式)の設置により、一般家庭から排出される生ごみを減量することでごみの減量化を図る。			
補助対象事業の 具体的内容	生ごみを堆肥化して利用する生ごみ堆肥化容器(コンポスト、発酵菌式生ごみ減容器)または、生ごみを乾燥させることで1/7から1/8まで減量し、肥料として利用できる生ごみ処理機(電気式)を市の指定店で購入し、設置する市民に対し購入費の一部を補助する。			
対象経費及び補助率	生ごみ堆肥化容器(コンポスト、発酵菌式生ごみ減容器)は、販売価格(税別)の1/3で上限は2,000円。生ごみ処理機(電気式)は、販売価格(税別)の1/4で上限は10,000円。			
予算額[千円]	平成24年度 510 平成25年度 360 平成26年度 360	決算額[千円]	平成25年度 214	
MEMO				
今後の方向性				

補助金等の名称	佐倉市自主防災組織活動助成金		補助金一覧 No.8
担当課	防災防犯課	国県補助の状況	国付・県付・国直接・県直接・ <u>国県補助</u> なし
交付先	自主防災組織		
支出根拠規定	佐倉市災害対策条例、佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則、佐倉市自主防災組織活動助成要綱		
補助の目的	市で承認された自主防災組織の育成、支援を行うことを目的とする。		
補助対象事業の 具体的内容	自主防災組織が実施する自主防災活動経費に対し助成金を交付する。		
対象経費及び補助率	1活動経費 (期間)設立年度から5年間 (対象経費)避難訓練等の自主防災活動経費 (補助率)補助対象経費の1/2(設立年度上限4万円、2年目以降5年目まで上限2万円) 2資機材経費 (期間)設立の日から起算して10年を経過 (対象経費)資機材等の修理及び購入に係る経費 (補助率)補助対象経費の1/2(上限10万円・一度限)		
予算額[千円]	平成24年度 600 平成25年度 5,460 平成26年度 2,680	決算額[千円]	平成25年度 1,702
MEMO			
今後の方向性			

補助金等の名称	災害見舞金		補助金一覧 No.9
担当課	防災防犯課	国県補助の状況	国付・県付・国直接・県直接・ <u>国県補助</u> なし
交付先	市民で、災害により現に自己の居住している住家に被害を受け、又は市内において発生した災害		
支出根拠規定	佐倉市災害対策条例、佐倉市災害見舞金支給規則		
補助の目的	暴風雨、豪雪、洪水、土砂流、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、地震、竜巻及び落雷による災害の被害を受けた方の生活の立て直しを補助する。		
補助対象事業の具体的内容	暴風雨、豪雪、洪水、土砂流、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、地震、竜巻及び落雷による災害の被害を受けた方に対し、被害の程度に応じて災害見舞金を支給する。		
対象経費及び補助率	全壊 200,000円/世帯、半壊 80,000円/世帯、床上浸水80,000円/世帯、死亡 200,000円/人、傷害(1月以上)80,000円/人		
予算額[千円]	平成24年度 200 平成25年度 200 平成26年度 200	決算額[千円]	平成25年度 3,790
MEMO			
今後の方向性			

補助金等の名称	自治会・町内会等連合協議会交付金		補助金一覧 No.16	
担当課	自治人権推進課	国県補助の状況	国付・県付・国直接・県直接・ 国県補助なし	
交付先	各地区自治会・町内会等連合協議会			
支出根拠規定	自治会・町内会等連合協議会交付金交付要綱			
補助の目的	地域社会における住民自治の振興及び市民生活の向上に資するため、自治会・町内会等が相互の連携と親睦を図り、地域の共通課題について共同で調査研究を行う環境を整備することを目的とする。			
補助対象事業の具体的内容	(1)自治会・町内会等相互の連絡及び調整に関する事業 (2)地域の共通問題についての調査及び研究に関する事業 (3)自主防犯及び自主防災など市民の生活安全に関する事業 (4)社会福祉事業の推進及び生活環境の向上に関する事業 (5)他の協議会との協力連携に関する事業 (6)その他市長が適当と認める事業			
対象経費及び補助率	交付対象事業に要する経費の範囲内で、1連合協議会につき20,000円及び1自治会・町内会等につき2,000円を合算した額を上限とする。			
予算額[千円]	平成24年度 752 平成25年度 744 平成26年度 748	決算額[千円]	平成25年度 658	
MEMO				
今後の方向性				